

「姫路市一般廃棄物処理基本計画」の策定について

1 概要

現行の基本計画は、平成20年度から平成29年度の10年間を計画年度として、平成20年3月に策定し、平成25年3月に見直ししたものである。今年度は計画の最終年度を迎えることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、新たな計画の策定を行う。

2 策定背景

新たな基本計画は、国や県の動向のほか、本市の上位及び関連計画との整合を図るとともに、資源循環型社会の構築及び低炭素社会づくり等の実現に向け、基本理念や方針、目標を明確にし、一般廃棄物に関連する総合的かつ計画的な施策及び取組を積極的に進めることを目的として策定する。

3 現行計画（「姫路市一般廃棄物処理基本計画」）

(1)計画期間

平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）まで

(2)目標年度

平成34年度（2022年度）

(3)構成と主な内容

ア ごみ処理基本計画

- ・ごみ処理の現状と課題
- ・循環型社会構築のための基本構想
- ・循環型社会構築のための基本フレーム（減量目標）
- ・基本理念の実現に向けた基本施策 等

イ 生活排水処理基本計画

- ・生活排水処理の現状と課題
- ・今後のし尿・浄化槽汚泥処理の見直し 等

4 新計画の構成（案）

(1)計画期間（予定）

平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）まで（5年後に中間見直し）

(2)目標年度

平成44年度（2032年度）

(3)構成と主な内容

現行計画と同様、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成される。ごみ処理基本計画については、本市が目指すべき将来像を示し、実現に向けた施策を規定する予定。

5 策定の体制

・環境審議会

市長の附属機関として、環境の保全に関する基本的事項の調査及び審議を行うために設置し、学識経験者及び事業者の代表者等で構成される。本計画の策定に対して市長の諮問を受け、計画（案）の答申を行う。